

掛川市条例第22号

掛川市海洋センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月5日

掛川市長

(別紙)

掛川市海洋センター条例の一部を改正する条例

掛川市海洋センター条例（平成17年掛川市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第8条から第10条までを次のように改める。

（利用料金）

第8条 使用者は、指定管理者に対し、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表1の表中「掛川海洋センター使用料」を「掛川海洋センター利用料金」に改め、同表備考1から備考3までの規定中「使用料」を「利用料金」に改め、同表2の表中「大東海洋センター使用料」を「大東海洋センター利用料金」に、「使用料」を「金額」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に改め、同表3の表中「大須賀海洋センター使用料」を「大須賀海洋センター利用料金」に改め、同表4の表中「附帯設備使用料」を「附帯設備利用料金」に、「使用料」を「金額」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の掛川市海洋センター条例（以下「新条例」という。）第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。